

長浜市告示第42号

長浜市法定外公共物改修等補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月19日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市法定外公共物改修等補助金交付要綱

長浜市法定外道路改修等補助金交付要綱（平成30年長浜市告示第143号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、自治会その他団体で市長が適当と認めるもの（以下「自治会等」という。）が機能管理をしている法定外公共物等の機能回復工事等に対し、予算の範囲内において長浜市法定外公共物改修等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等が行う補助金の交付の対象となる法定外公共物等の機能回復工事（以下「補助対象工事」という。）であって、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が10万円以上のものとする。ただし、当該事業が他の補助金の交付決定を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、市内の自治会等とする。この場合において、過去に本要綱に係る補助金の交付を受けた団体は、原則として交付を受けた年度の翌年度から起算して3年を経過した年度から対象とする。

（補助対象工事）

第4条 補助対象工事は、次の表のとおりとする。

対象	内容
道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路であって、農業用道路及び林道を除く市が所有する法定外道路	(1) 不陸整正 (2) 舗装、法面及び排水路の改修及び修繕
河川法（昭和39年法律第167号）の適用及び準用を受けない水路であって、市が所有する法定外水路	(1) しゅんせつ (2) 改修及び修繕

2 前項の表に掲げるもののほか、市長が法定外公共物等に準ずると認める施設の機能回復工事等についても対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 業者請負経費
- (2) 自治会等施工における原材料費及び機械借上料

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以下とし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する日の1か月前の日までに交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第1項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 長浜市法定外公共物管理条例施行規則（平成18年長浜市規則第129号）第4条に規定する許可決定通知書の写し
- (3) 現況写真

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項第2号の許可決定通知書の写しを提出する必要がないと認める場合は、提出を省略させることができる。

(決定の変更申請)

第8条 前条第2項及び第3項の規定は、規則第8条の規定による変更申請書の提出の場合について準用する。

(実績報告)

第9条 規則第5条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

2 規則第14条第1項の市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真（工事着手前、工事中及び工事完了後）
- (4) 工事完了届

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(長浜市法定外水路改修等補助金交付要綱の廃止)

2 長浜市法定外水路改修等補助金交付要綱（平成27年長浜市告示第91号）は、廃止する。

(告示の失効)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。